

① 入札参加申込（「市有財産一般競争入札参加申込書」の提出）

《 申込期間 9月1日(火)～9月18日(金) 》 期限厳守

- ・須坂市役所 財政課 へ請求するか、市ホームページからダウンロード・印刷できます。
- ・財政課へ持参 又は 郵送してください(いずれも申込期限必着)。
- ・申込書に「誓約書」「役員等一覧」(法人のみ)「印鑑証明書」(発行3カ月以内)を添付してください。

ご用意いただくもの

「市有財産一般競争入札参加申込書」、「誓約書」、「役員等一覧」(法人のみ)、「印鑑証明書」

※入札参加申込書、誓約書、入札書、契約書の印鑑は、印鑑証明書のハンコ(実印)を使用してください。

物件調査とともに、現地及び手続についてもよくご確認のうえ、入札に参加してください。

② 現地説明 《9月11日(金) 午前10時～ 現地にて》

- ・現地説明を行います。9月10日(木)午後4時までに、電話、ファクシミリまたはメールにてお申込みください。

③ 入札保証金の納入 《10月1日(木)入札開始前まで》

- ・入札しようとする金額の5%以上の額を納めてください。
- ・あらかじめ金融機関窓口へ納入してください。

※落札者以外の方には入札終了後指定口座へ返還します。

入札保証金の納付書は入札参加申込後、申込人のご住所へ郵送します。

ご用意いただくもの

入札保証金の「納入通知書兼領収書」「入札書」「委任状」(代理人が入札する場合)

<入札日当日>

④ 入札・開札 《10月1日(木)午前10時～(時間厳守)》

須坂市役所 本庁舎3階 306会議室

- ・最低売却価格以上で、一番高い金額を入札された方を落札者とし、契約手続を行います。

入札書の訂正には ハンコ(実印)が必要です

⑤ 契約保証金の納入

- ・落札額＝契約額となり、契約額の10%以上の額を契約保証金として納入いただき、仮契約を締結します(入札保証金を充当できます。)
- ・落札決定後、直ちに契約保証金を金融機関にて納入してください。

ご用意いただくもの
「契約保証金」

※落札後、契約保証金が期限までに納入されない等の場合、契約の権利を失い、納付された入札保証金は市に帰属し、返還されませんのでご注意ください。

⑥ 売買仮契約の締結

- ・契約保証金の納付により売買仮契約を締結します。
- ・契約書は市で用意します。契約書に貼付する収入印紙は購入者の負担となります。

ご用意いただくもの
「実印」「収入印紙」

(注意)

落札決定後は仮契約を締結しますが、本契約の締結には、①須坂市議会の議決、および②補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく承認が必要となり、これらの条件が全て成就した場合に本契約となります。なお、いずれかの条件が成就しないことが確定したときは、仮契約は遡って効力を失いますので、あらかじめご承知おきください。

⑦ 本契約締結・売買代金の納入

- ・期限までに売買代金の全額を納入してください。
(納入期限は**本契約締結後20日以内**です。)
- ・売買代金に契約保証金を充当できます。

ご用意いただくもの
「**売買代金**」

※期限までに納入されない場合は、契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属し、返還されませんので、ご注意ください。

※本契約は2027年2月下旬の予定です

ご用意いただくもの
「**住民票 等**」
「**登録免許税**」(収入印紙)

⑧ 所有権の移転

- ・売買代金全額の納入により所有権が移転します。物件の使用を開始できます。
- ・所有権移転登記は、売買代金納入後、所有権移転登記請求により市で行います。
住所証明書として個人の方は「住民票」、法人の場合は「登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）」が必要なほか、登録免許税は購入者の負担となります。
- ・税額は総務部財政課で計算し別途お知らせします。手数料は不要です。
- ・所有権移転登記が完了しましたら登記識別情報（従来の登記済証に代わるもの）をお送りします。受領証を提出いただくと、手続は完了です。

※ 売買にかかる費用

- ・売買代金（入札保証金・契約保証金を含む）及び契約書に貼付する収入印紙代、登録免許税、書類等の送料。なお、不動産を取得した場合、不動産取得税、固定資産税・都市計画税等の税金がかかりますのでご承知ください。